

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の平成 26 年度施行について

（1）障害者総合支援法について

平成 24 年に成立した地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）は平成 25 年 4 月と平成 26 年 4 月の 2 段階施行となっており、平成 26 年 4 月には、

- ・重度訪問介護の対象拡大
- ・共同生活介護と共同生活援助の一元化
- ・地域移行支援の対象拡大
- ・障害程度区分から障害支援区分への変更の施行が行われることとなる。

（2）平成 26 年 4 月施行に伴う主な政省令の改正について

平成 26 年 4 月の施行により、次のような政省令の改正を予定していることから、これらの政省令に関連する条例等を改正する必要がある自治体におかれては、ご留意願いたい。

なお、これらの政省令については、現在、パブリックコメントを実施しているところであり（11 月 14 日（木）締切）、年内のできるだけ早い時期に公布する予定である。

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）

（主な内容）

- ・障害支援区分の認定手続の対象者に共同生活援助を利用する者を追加。

ただし、「介護給付費等の支給決定等について」（平成 19 年 3 月 23 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、共同生活援助利用者のうち、介護サービスを利用しようとする者に限る旨を記載することにより、介護サービスを受けず、日常生活上の援助のみを受けようとする共同生活援助利用者は障害支援区分の認定手続の対象とはしない予定。

○ 知的障害者福祉法施行令（昭和 35 年政令第 103 号）

（主な内容）

- ・知的障害者に対して居宅介護等の措置を行う際の基準の適用対象に、重度訪問介護を追加

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）

（主な内容）

- ・ 重度訪問介護の対象拡大（P17 参照）
- ・ 地域移行支援の対象拡大（P59 参照）

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）

（主な内容）

- ・ 共同生活介護と共同生活援助の一元化関係（P25 参照）

（3）平成 26 年 4 月施行に伴う告示等の改正について

上記政省令のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示 523 号）等の告示、通知に関しても改正を予定しているところである。

法の施行に伴う主な政省令の改正（平成26年4月施行）について

法律

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）

（平成26年度施行の主な内容）

- ・重度訪問介護の対象拡大
- ・共同生活介護と共同生活援助の一元化 等

政省令の主な改正内容

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）
 - ・障害支援区分の認定手続の対象者に共同生活援助を利用する者を追加
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）
 - ・重度訪問介護の対象拡大
 - ・地域移行支援の対象拡大
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）
 - ・共同生活介護の共同生活援助への一元化関係

改正スケジュール

10月16日（水） パブリックコメント開始



11月14日（木） パブリックコメント受付締切



年内（※） 公布

（※）各自治体における条例改正のため、年内のできるだけ早い公布を予定

